

令和 6 年度  
地域公共交通・物流事業者太陽光発電設備等導入促進補助金  
公募要領

1 事業の概要

県内地域公共交通・物流事業者の効率的なエネルギー利用の推進、及び燃料価格高騰による負担軽減を図るため、当該事業者等に対し、太陽光発電設備及び定置用蓄電池の導入に要する経費について、予算の範囲内において必要な費用を補助する。

2 補助対象事業・補助対象事業者・要件・補助対象経費・補助金の額

(1) 補助対象事業者

補助対象事業者は、以下に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ① 次に掲げる事業を営む者であって、知事が適当と認める者。
  - a. 道路運送法第 3 条第 1 項イに規定する一般乗合旅客自動車運送業
  - b. 貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送業
  - c. 貨物自動車運送事業法第 2 条第 3 項に規定する特定貨物自動車運送業
  - d. 貨物自動車運送事業法第 2 条第 4 項に規定する貨物軽自動車運送業
- ② 上記事業に使用する県内に使用本拠を置く事業用自動車（二輪の自動車を除く）の台数が 10 台以上であること。
- ③ 奈良県内に事業所を有し、当該事業所で(2)の補助対象事業を実施する者。
- ④ 県税を滞納していないこと。

(2) 補助対象事業及び要件

補助対象事業及び要件は、以下のとおりとする。

- ① 定置用蓄電池導入事業
  - a. 据置型（定置型）であること。原則として、アンカーボルトなどで固定して設置すること。
  - b. 太陽光発電設備によって発電した電気を優先的に蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。平時において深夜電力などで毎日のように系統から充電することは認められない。原則として、太陽光発電設備による発電電力の自家消費率の向上に資するものであること。
  - c. 家庭用の蓄電池の場合、申請時点で国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人 環境共創イニシアチブ（SII）により登録されている製品であること。
- ② 太陽光発電設備導入事業
  - a. ①定置用蓄電池導入事業と同時に導入し、当該蓄電池と連携して使用するものであること。
  - b. 新たに太陽光発電設備を設備容量として 12kW 以上導入すること。
  - c. 建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物に設置するものであること。

### (3) 補助対象経費及び補助額

補助対象経費及び補助額は、以下のとおりとする。

#### ① 補助対象経費

補助事業に必要な設備費及び工事費（消費税及び地方消費税の額を除く。）

#### ② 補助額

補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（上限5,000千円）以内の額

（1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）

### (4) その他注記事項

① 1事業者につき、1回の申請とする。

② 県の交付決定があるまでに事業に着手（契約・工事）した場合は補助金の交付対象とならない。

③ 補助対象設備は実証段階、中古の製品でないこと。また、補助対象設備をリースにより設置しようとする場合は、リース契約に基づき、補助対象設備の貸付を行う者（以下「リース事業者」という）も共同事業者として、補助金の交付の対象となる。

④ 国及び市町村等より本補助対象事業に対して補助金等を受けている場合は、補助対象経費からその補助額を差し引いた金額を本補助金の補助対象経費とする。ただし、県の他の補助金との併用は認めない。

## 3 応募手続

### (1) 必要書類（正1部）

①【第1号様式】交付申請書

②【第2号様式】事業計画書

○施工前写真（カラー）

○施工箇所の平面図

○導入設備の設置予定箇所がわかる位置図及び写真

○機器構成図・配線図

③【第3号様式】収支予算書

○見積書の写し

④【第4号様式】施設所有者の設置承諾書（設備設置者と施設所有者が異なる場合）

⑤【第5号様式】リース料金計算表（リースによる設備設置する場合）

⑥導入する設備のパンフレットやカタログ等（設備の能力等が明記されているもの）

⑦応募者の概要がわかるもの（会社案内、パンフレット等）

⑧道路運送法第4条第1項若しくは貨物自動車運送事業法第3条若しくは第35条第1項の規定による許可を受けて、または同法第36条第1項の規定による届出をして事業を営んでいることが確認できる書類

⑨事業で使用する車両10台の車検証の写し（リース車両の場合はリース契約がわかる書類の写しを添付すること）

- ⑩商業登記簿謄本、又は個人事業の開廃業等届出書の控えの写し
  - ⑪過去1年分の貸借対照表および損益計算書（又は収支計算書）
  - ⑫県税全てに滞納がないことを証する納税証明書の写し
  - ⑬消費税に滞納がないことを証する納税証明書の写し
- ※⑫および⑬においては、直近6か月以内のものとする。

(2) 応募受付期間

**令和6年7月16日（火）から令和6年12月13日（金）まで（必着）**

※先着順につき早期に受付を終了することがある。

(3) 提出先

奈良県 環境森林部 脱炭素・水素社会推進課 脱炭素推進係

（〒630-8501 奈良市登大路町30 TEL：0742-27-8016 FAX：0742-27-5280）

(4) 提出方法

書留郵便など記録が残る方法で送付すること。持込みの場合、事前に連絡のうえ、日時を決めて持参すること。

(5) 応募書類（様式）入手方法

ホームページからダウンロードすること。

URL： <https://www.pref.nara.jp/66852.htm>

## 4 受付

(1) 申請書の受付前審査について

申請書の提出にあたり、脱炭素・水素社会推進課において受付の前に審査し、以下の項目をすべて満たすことを確認したうえで申請書の受付とする。

- ① 3の(1)に記す必要書類が全て揃っていること。
- ② 2の(1)及び(2)に示す要件を満たすこと。

(2) 受付日が同日であるものが2者以上いた場合について

本補助金の採択にあたっては先着順となるため、受付日が早いものが優先となる。しかし、受付日が同日となるものが2者以上いた場合は、抽選により順番を決定する。

## 5 審査・採択

(1) 審査

「4 受付」により応募書類を受付したのち申請内容を精査し、その内容に疑義が生じた場合

は速やかに応募申込者に連絡し、説明を求める。

## (2) 採択

審査により申請内容が妥当であることが確認できたものを採択とし、審査結果（採択/不採択）については、その結果に関わらず、補助事業者あて文書で通知する。

なお、選考の経過等についての問合せには応じられない。

## (3) 結果の公表

本補助金の採択結果およびその事業内容の概要について、奈良県環境森林部脱炭素・水素社会推進課のホームページで公表する場合がある。

ただし、公表する場合は、事前に事業者連絡し、公表内容等について十分に協議したうえで公表することとし、特別配慮すべき理由がない場合は、補助事業者は公表に協力しなければならない。

## 6 補助金の交付等

### (1) 補助額

補助額については、2の(3)のとおり。

### (2) 対象経費

設備費及び工事費（別表参照）。ただし、消費税および地方消費税は、補助対象外となる。

なお、補助対象となる経費については、補助金の交付決定日から令和7年2月17日（月）までに設備を取得し、支払いが完了しているものに限る。

※補助対象事業（支払いを含む）が令和7年2月17日（月）までに完了しない場合は、その事実が明らかになった時点で速やかに脱炭素・水素社会推進課へ相談し、その判断に従うこと。

※補助対象経費について

設備費	補助事業の実施に必要な機械装置、機器等の購入に要する経費。
工事費	補助事業の実施に不可欠な工事等に要する経費。 本工事費に附帯して施工することが必要な工事等に要する経費。 改修据付等に要する経費。

当該事業に係る土地の取得及び賃借料は補助対象外になる。

### (3) 補助金の交付

#### ①実績報告の提出

事業者は補助金事業の完了後（支払いを含む）、速やかに実績報告書を脱炭素・水素社会推進課まで提出しなければならない。

##### a. 【第8号様式】実績報告書

b.【第9号様式】事業実績書

○補助事業の実施状況を示す写真（カラー）

c.【第10号様式】収支精算書

○契約関係を示す書類（契約書、発注書等）

○設備等の納入が確認できる書類（保証書、納品書等）

○経費の支払を確認することができる書類（領収書等）

②書類審査・現地検査

①により提出された実績報告に基づき、書類審査を実施し、申請内容が履行されていることを確認する。なお、現地検査（出来高確認）を実施する場合がある。

③補助金額の確定

②により申請内容の履行が確認された後、補助金の額の確定を行い、速やかに補助金額の確定通知をもって補助事業者に知らせるものとする。

④請求書の提出

事業者は補助金額の確定通知受領後、令和7年3月7日（金）までに請求書【第11号様式】を脱炭素・水素社会推進課あて提出しなければならない。

⑤補助金の交付

④により請求書が提出された後、確認を行い、約2週間後に補助金を交付するものとする。

(4) 財産の処分制限

補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過した場合は、この限りではない。

補助事業により取得した財産の処分の手続きについては、「奈良県環境森林部脱炭素・水素社会推進課が所管する補助金に係る財産の処分の制限等に関する事務処理要領」に定めるところによる。

(5) リース契約期間の制限

リース契約の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める法定耐用期間以上でなければならない。

(6) 補助金の返還

次に掲げる事項の一つに該当する場合は、補助金の一部又は全部を返還しなければならない。

①奈良県補助金交付規則（平成8年奈良県規則第8号）の規定に違反したとき。

②補助金を本事業以外の用途に使用したとき。

③交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

- ④偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- ⑤リース契約において、リース契約期間内にリース契約を解約したとき。

## 7 成果の取り扱い等

### (1)経過報告

補助事業者は、補助事業完了後3年間は、毎会計年度終了後60日以内に、当該補助事業に係る過去1年間の状況等を記載した経過報告書【第12号様式】及びその根拠書類を提出すること。必要に応じて、経過報告書に係る資料の提出を求め、現地調査を実施する場合がある。

### (2)成果の公表

本事業の趣旨に照らし、採択された事業の工事途中及び工事完了後の事例を、事業者による太陽光発電設備及び蓄電池の導入事例として、セミナー等を通じて広く県内に情報発信するために、補助事業者に対して情報提供の要請をする場合がある。補助事業者は、要請があった場合は、稼働後のモニタリングデータなど、提供可能な範囲で情報提供に協力し、これらの普及啓発活動に積極的に協力するものとする。